

写

基 発 第 571 号

昭和51年8月9日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

職業性疾病の疑いのある労働者に対する診断サービス 及び所属事業場の環境測定等の実施について

最近における技術開発の進展、取扱い物質の多様化、労働態様の変化に伴い職業性疾病の発生形態に変化が見られるとともに過去の有害物ばく露による遅発性疾病の発生等の要因もあって、業務起因性の判断に高度の専門的知識を要する事案にかかる労災保険給付の請求が漸次増加する傾向にある。

保険給付請求事案について迅速適正な処理を行うことはもとよりであるが保険給付請求前に把握される事案であっても、当該労働者の作業態様、取扱い物質の種類、作業従事歴等から見て、職業性疾病にり患している疑いのある者に対して、医学的な診断のサービスを行うとともに更に必要があれば当該労働者の所属する事業場について環境測定等を行い、その発症の原因を明らかにすることによって職業性疾病の予防と適正な補償の実施、保険給付の請求の指導、適確な療養ないしは就業上の助言指導等に資することとする。

このため、前記診断サービス及び環境測定等の実施要綱を別添1及び別添2のとおり定めたので、下記に留意のうえ、これらの業務の運営に遺憾のないよう万全を期されたい。

記

第1 診断サービスについて

1 診断サービスの対象

(1) 対象者の範囲

診断の対象は、別添1「職業性疾病の疑いのある労働者に対する診断サービス実施要綱」（以下、「診断サービス要綱」という。）の2に掲げる者とするが、診断サービスを行う必要があるかどうかの最終的な判断は、当該対象者が職業性疾病の発病の原因となり得る業務に従事した事業場（その事業場が2以上ある場合は、最後に従事した事業場）の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下、「所轄署長」という。）が行うこと。

(2) 健診義務の優先

診断サービスは、職業性疾病に罹患している疑いのある労働者個人へのサービスを目途とするものであるから、当該労働者を使用する事業主が現に存在していて、法令の規定又は通達により義務（行政指導を含む。）づけられている健康診断（一般健診を除く。）を実施していないときは、診断サービスの対象から除外し、当該事業場に対して、法令等の規定による健康診断を直ちに実施させ、その結果を報告させること。なお、その後において診断サービスを要する事情が生じた場合には前記(1)によること。

(3) 対象者を発見した場合の措置

イ 職業病相談室において職業性疾病に係る相談を受けたことにより対象者を発見した場合であって、当該労働者の診断サービスの管轄署が異るときは、当該職業病相談室を所掌する監督署長は、医師である職業病相談員の意見、その他必要な事項を付して、当該対象者への診断サービスの事務を速やかに所轄署長に移管すること。

ロ 事業場の臨検監督又は実地調査等の際に、次のような事実を確認した場合で、診断サービスの必要を認めるときは、当該事業場が産業医の選任を義務付けられている場合は、その産業医の意見を徴したうえ監督又は調査を行った担当官の意見を付して、速やかに所属署長に報告すること。

- (イ) 事業主の行う健康診断の結果について、事後の健康管理等が十分でないことにより、有所見者の症状の増進が疑われる場合
- (ロ) 一定の職場又は特定の職種に属する労働者に私病欠勤者が多く、届出の病名等に共通性があり、それらの労働者が従事している業務との関連が疑われる場合
- (ハ) 健康異常を理由とする離退職者が続出し、それらの者の健康異常について業務との関連が疑われる場合
- (ニ) 労働者個人の健康異常について事業主、産業医又は労働者から職業性疾病にかかる相談を受けた場合

(4) 診断サービスの受診の申出

所轄署長が診断サービスを行う必要があると認めた労働者については、診断サービスの趣旨、内容、時期、診断機関等を十分説明し、その円滑な実施について当該労働者の理解と協力が得られるよう配意すること。

なお、労働者災害補償保険法第47条の2の受診命令による診断と併せて行うものを除き、前記の説明の結果、診断サービスの受診を希望した者については、別紙様式1による「労災診断サービス受診申出書」を提出させること。同受診申出書を提出しない者については診断サービスは行わないこと。

(5) 診断サービスの実施通知

所轄署長は、診断サービスの実施を決定したときは、別紙様式2による「労災診断サービス実施通知書」により受診申出者に対して、診断実施機関、受診年月日等を通知すること。

2 診断実施機関

(1) 指定及び委託契約

イ この通達による診断サービスは、業務との関連性を判断するための検査のほか当該受診対象者の発症の原因を診断するための諸検査を含むものであることから、関連する各診療科別の検査及び総合的な診断が可能な医療機関で行うこととしているので、診断機関の指定に当たってはこの趣旨を十分勘案すること。

ロ 診断機関の指定に当たっては、事前に当該医療機関と十分協議し、あら

かじめ了解を得ておくこと。

ハ 都道府県労働基準局長（以下、「所轄局長」という。）は、前記により診断機関を指定したときは、別紙様式 3 による「労災診断サービス委託契約」を締結すること。

ニ 前記の委託契約を締結したときは、本省（労働基準局補償課）に報告すること。

(2) 実施依頼

イ 所轄署長は、診断サービスの実施を依頼するときは、診断対象者ごとに事前に当該診断機関と検査及び診断の時期、検査の内容及び方法、入院の要否等について十分協議し、あらかじめ了解を得たうえで行うこと。

ロ 診断サービスの実施依頼は、別紙様式 4 による「労災診断サービス実施依頼書」により行うこと。

3 診断費用等の支払いの手続き

(1) 検査及び診断の費用

イ 検査費用の額

診断サービスのための検査に要した費用については、業務上の疾病として、別途療養補償給付の請求又は昭和年 4 8 年 8 月 9 日付け基発第 4 6 7 号による労災特別援護措置（以下、「特別援護」という。）の申請に基づき、労災診療費又は診療委託費により支払うこととなるものを除き、当該診断機関からの請求に基づき、その実費額（労災診療費の額の算出方法の例により算出した額）を支払うこと。

ロ 診断費用の額

診断サービスのための診断に要した費用については、受診者の症状の程度、診断技術等に応じ、受診者 1 人について次により算出した額を支払うこと。

(イ) 有害物にばく露したことにより生じた疑いのある悪性腫瘍、脳又は内臓の疾患で、その診断に特に高度の専門的知識若しくは技術を要したものの又は実日数 5 日以上検査日数を要し、若しくは 3 以上にわたる診療科の検査及び診断を要したもの…………… 2 0, 0 0 0 円

(ロ) 前記(イ)以外の全身性の疾患で、その診断に高度の専門的知識若しくは技術を要したもの又は実日数3日以上検査日数を要し、若しくは2以上にわたる診療科の検査及び診断を要したもの……………15,000円

(ハ) 前記(イ)及び(ロ)以外の疾患で、その診断に相当の専門的知識又は技術を要したもの……………10,000円

ハ 検査費用等の請求及び支払い

(イ) 検査費用の請求は、別紙様式5による「労災診断サービス検査費用請求書」により、所轄署長を経由して所轄局長に行うこと。

(ロ) 所轄署長は、前記請求書が提出されたときは、その内容を審査し、当該検査費用を別途労災診療費又は診療委託費で支払うこととなるものと診断サービス費用として支払うべきものとを区別して表示するとともに診断費用の額を表示して所轄局長に回付すること。

(ハ) 所轄局長は、検査費用については別途労災診療費又は診療委託費で支払うこととなるものを除き、労災勘定、(項)業務取扱費、(目)障害等級等認定庁費により、診断費用については(項)業務取扱費、(目)諸謝金により支払うこと。

(2) 受診者に対する援助

イ 受診費用等の額

診断サービスの受診者に対しては、業務上の疾病として、別途療養補償給付(移送費)、若しくは休業補償給付の請求又は特別援護(療養雑費、移送費)の申請に基づいて支払うこととなる者を除き、当該受診者からの申請に基づき次の費用を支給することとする。

(イ) 通院費 受診者の住居と診断機関との間を通常の方法で往復した場合の交通費実費額

(ロ) 受診費用 入院の場合は入院日数(入院及び退院の日を含む。)、通院の場合は実受診日数1日につき660円

ロ 受診費用等の申請及び支払い

(イ) 受診費用等の申請は、別紙様式6による「労災診断サービス受診費用等支給申請書」により、所轄署長に行うこととする。

- (ロ) 所轄署長は、前記申請書が提出されたときは、その内容を審査し、別途、保険給付又は特別援護で支払うこととなるものを除き、通院費については(項)業務取扱費、(目)証人等旅費により、受診費用については(項)業務取扱費、(目)障害等級等認定庁費により支払うこと。

第2 環境測定等について

1 環境測定等の対象

(1) 対象事業場の範囲

- イ この通達により環境測定等を行う対象事業場は、別添2「職業性疾病の疑いのある労働者の所属する事業場についての環境測定等実施要綱」(以下「環境測定等実施要綱」という。)2に該当する事業場とするが、環境測定等を行う必要があるかどうかの判断は、所轄署長が行うこと。
- ロ 前記イの対象事業場が法令の規定により作業環境測定義務づけられている作業を有する事業場であるときは、過去に実施した当該測定記録の提出を求めることとし、その測定結果を考慮のうえ、なお資料的に不備又は不足がある場合に、この通達による環境測定等を行うこと。
- ハ 法令の規定により作業環境測定が義務づけられている作業を有する事業場であって、当該測定を怠っていたときは、当該事業場に対して、法令の規定による作業環境測定を直ちに実施させてその結果を報告させること。その測定結果がなお資料的に不備又は不足である場合は、前記ロと同様とすること。

(2) 管轄の移管

職業性疾病に罹患している疑いのある労働者から職業病相談室に相談があったことにより診断サービスの対象者を発見した場合であって、前記第1-1-(3)により所轄署への移管を行うときは、環境測定等の必要の有無について意見も併せて付記すること。

2 環境測定等の実施機関

(1) 指定及び委託契約

- イ 環境測定等実施要綱の4による測定機関の指定に当たっては、同要綱の

3に掲げる範囲の測定、検査及び分析が総合的に可能な機関を選定することとするが、所轄局管内に総合的な処理が可能な機関がない場合又は事案によって測定、検査と分析とを別機関に分離して委託した方がより適当である場合を考慮し、測定、検査又は分析のみを行う機関をそれぞれ別に指定して差し支えない。

ロ 所轄局長は、前記により測定機関を指定したときは、別紙様式7による「職業性疾病に係る環境測定等委託契約」を締結すること。

ハ 前記の委託契約を締結したときは、本省（労働基準局補償課）に報告すること。

(2) 実施の依頼

所轄署長は、環境測定等の実施を測定機関に依頼するときは、別紙様式8による「職業性疾病に係る環境測定等実施依頼書」により行うこと。

3 費用の支払いの手続き

(1) 費用の請求

環境測定等に要した費用の請求は、所轄署長を経由して所轄局長に行うこととする。

(2) 費用の支払い

所轄局長は、前記の請求にかかる費用を（項）業務取扱費、（目）障害等級等認定庁費により支払うこと。

第3 診断サービス及び環境測定等実施後の措置について

1 労働者等に対する措置

(1) 現に保険給付を受け、又は保険給付の請求を行った者に対する措置

イ 既に職業性疾病の認定を行い、現に療養している者についての症状把握の目的と併せて診断サービスを行った者については、診断結果に基づき、適正な療養給付を行うとともに業務との関連が認められない併存疾病（当該併存疾病の治療が業務上疾病の治療上明らかに必要と判断されるものを除く。）がある場合は、労災保険における治療とは別に当該併存疾病についての治療を行うよう助言指導すること。

- ロ 職業性疾病にかかる保険給付の請求又は特別援護の申請を行った者について業務上外の認定の資料を得る目的と併せて診断サービス（又は必要により行う環境測定等を含む。以下、本項(1)において同じ。）を行った者については、その結果を業務上外の迅速適正な認定に活用するとともに職業性疾病にり患していると認められない者については、診断サービスの結果により得られた診断等の範囲内で当該労働者の発症の原因を説明し、必要な治療等を行うよう助言指導すること。

(2) 上記以外の者に対する措置

- イ 診断サービス要綱2-(1)～(5)に該当し、診断サービスを行った者については、診断の結果、職業性疾病にり患していると判断される者については、保険給付の請求又は特別援護の申請を指導し、職業性疾病にり病していると認められない者については、必要に応じ前記(1)ーロの後段と同様の助言指導又は生活若しくは就業上の助言指導を行うこと。
- ロ 診断サービス要綱2-(2)又は(4)により事業主、産業医又は療養担当医からの依頼によって診断サービスを行ったものについては、その診断結果を依頼者に通知し、前記イの後段の助言指導をそれらの依頼者を通じて行うこと。なお、この場合は、受診者個人のプライバシーの保護について依頼者に確約させること。

2 事業主に対する措置

対象事業場について、環境測定等を実施した結果、有害環境が認められたときは、必要に応じて当該事業場に対して、環境改善のための監督指導を行うこと。

3 事後報告

所轄署長は、この通達により診断サービス又は環境測定等を実施したときは、その都度、別紙様式9による「個人別診断サービス等実施票」を2部作成し、その1部を保管するとともに、他の1部を4～9月及び10～3月の半年期ごとにとりまとめ当該期の末日の翌月10日までに所轄局長に提出すること。

所轄局長は、前記個票により、別紙様式10による「診断サービス等実施状況報告書」を作成し、その月の25日までに本省（労働基準局補償課）に報告すること。

労災診断サービス受診申出書

労働基準監督署長殿

私は、下記のとおり「労災診断サービス」の受診を希望します。

昭和 年 月 日

(郵便番号)

受診希望者 住 所
氏 名

生年月日 年 月 日

① 所属事業場	名 称			既存の有無
	所在地			有・無
② 作業従事歴	作業の内容	従事期間	取扱物質名(又は作業態様)	
③ 発症及び療養の経過			現 症 状	
④受診希望年月	年 月 頃 (理由)			
⑤検査のための入院の可否	可・否 (理由)			

※監督署記入欄

受付	年 月 日	決定	年 月 日	通知	年 月 日
署 長		本件下記のとおり実施してよろしいか		受診通知番号	№. _____
課 長		診断機関の 名称・所在地		検査項目	
係 長					
係 員		実施期間	・・から・・まで		

(日本工業規格 B列5)

様式 1 (裏面)

1. 記入上の注意

- (1) ①の欄は、あなたが自分の病気を業務によって生じたと疑いをもったその業務に従事した事業場の名称及び所在地を記入して下さい。
- (2) ②の欄は、発病の原因となったと考えられる作業の従事歴(どんな内容の作業にどのくらいの間従事し、その間にどのような物質を取り扱ったか、又はどのような職種でどのような機械を扱ったか等)を記入して下さい。
- (3) ③の欄は、あなたの病気がいつ頃から発病し、どのような症状の変化があり、それについてどこで療養したか等について記入して下さい。また、現症状については、現在どのような自覚症があるかを記入して下さい。

なお、②と③の欄は、あなたが労働基準監督署の担当官や医師である職業病相談員に詳しく述べている場合は記入を省略して差し支えありません。

- (4) ④の欄は、あなたが病院で検査を受ける場合、いつの時期が一番よいか、また、どうしてその時期を希望するのかを簡単に記入して下さい。できるだけ早い時期に受診したいときは、年月を記入せず、(理由)の所に「早急」と記入し、いつでもよいときは何も記入する必要はありません。
- (5) ⑤の欄は、あなたの病気の検査のため、場合によっては入院の必要があることがありますが、このとき、あなたは、入院検査に応じられるかどうか(可・否のいずれかに○印をつける。)、応じられないときはその理由を簡単に記入して下さい。

2. 添付書類

過去にあなたが受けた健康診断の記録や医師の診断書等あなたの健康状態について参考となるものがあれば、この申出書に添付して下さい。

3. 申出書の提出先

この申出書は、①の欄に記入した事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に提出して下さい。ただし、その提出する労働基準監督署がわからないときや現在のあなたの住所から遠いような場合は、最寄りの労働基準監督署に提出しても結構です。

診断サービスのことについてわからないことがあれば、都道府県労働基準局か最寄りの労働基準監督署に尋ねて下さい。

労災診断サービス実施通知書

受診者	氏名	殿	受診通知番号
	住所		№
診断を行う病院	名称		
	所在地		
	主な診療料		
検査期間	年月日から (実検査日数) 日間程度 年月日まで		疾病の種類、症状の程度等により変更されることがある。
入院・通院の別	入院・通院		
備考			

昭和 年 月 日申出のあった労災診断サービスを上記のとおり実施することとしたので通知します。

昭和 年 月 日

労働基準監督署長印

〔注 意〕

- ① 診断を受けるときは、指定された病院の窓口はこの通知書を提出して下さい。
- ② 検査(又は入院)の日時、当日の食事、飲物、携行品等についてはあらかじめ病院にお尋ね下さい。
- ③ 検査期間中は、病院の指示に従って下さい。
- ④ 検査終了後、あなたが診断サービスを受けるため病院の往復に要した交通費及び受診費用が支給されますから、同封の申請書により申請して下さい。

(日本工業規格 B列5)

労災診断サービス委託契約書

職業性疾病に罹患している疑いのある労働者の発症の原因を診定するための検査及び診断（以下、「診断サービス」という。）の実施に関して 労働基準局長 （以下、「甲」という。）と
病院院長 （以下、「乙」という。）は、次のとおり契約する。

- 第1条 甲は、乙の所属する病院を「診断サービス実施機関」に指定する。
- 第2条 乙は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、診断サービスの実施依頼を行った者本人から「労災診断サービス実施通知書」（診断サービス実施通達〔5.1.8.9基発第571号、以下「通達」という。〕様式2）が提出されたときは、監督署長から依頼された内容により検査及び診断を行うものとする。
- 第3条 乙は、監督署長から依頼された内容の検査のみでは、受診者の発症の原因を診断することが困難と認めたときは、必要な検査を追加し、又は変更することができるものとする。
ただし、この場合は、事前に、止むを得ない事由があるときは事後速やかに監督署長に連絡するものとする。
- 第4条 受診者を入院させて検査する場合は原則として1週間以内、通院させて検査する場合は原則として延7日以内で、それぞれ乙が必要と認める期間又は日数とする。
- 第5条 検査期間中受診者に治療（処置、投薬等）を行う必要が生じたときは、乙の判断によりこれを行うこととするが、この契約には含まれないものとし、その部分に関しては、一般の診療と同様に労災保険若しくは他の社会保険又は自費による診療の例によるものとする。
- 第6条 乙は、この契約による検査及び診断が終了したときは、検査結果を付した診断書を監督署長に提出するものとする。
- 第7条 乙は、受診者から「労災診断サービス受診費用等支給申請書」（通達様式6）について所要の証明を求められたときは、速やかに当該証明を行うものとし、この場合、受診者に証明料の請求はしないものとする。
- 第8条 この契約による検査に要した費用は、労災診療費の額の算出方法の例によって算出し、「労災診断サービス検査費用請求書」（通達様式5）により診断を依頼した監督署長を経由して、甲又は当該監督署長を指揮監督する都道府県労働基準局長（以下「所轄局長」という。）に請求するものとする。
- 第9条 この契約による診断及び文書作成に要した費用は、受診者の疾病の種類、症状の程度、診断の難易度等を考慮し、別に定めるところにより、甲又は所轄局長が前条の規定により費用の額と併せて乙に支払うものとする。
- 第10条 この契約に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。
- 第11条 この契約の当事者は、2カ月前までに予告すればいつでも解約することができるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、双方署名押印のうえ各1通を所持するものとする。

昭和 年 月 日

甲 労働基準局長
乙 病院院長

印
印

労災診断サービス実施依頼書

病院院長殿

下記の者に発症した疾病の病名、程度及び発症原因の診断並びにその診断を行うための検査を依頼します。

昭和 年 月 日

労働基準監督署長印

受診者	氏名			受診通知番号
	住所			㊞
作業 従事 歴	作業の内容	従事期間	取扱い物質名(又は作業態様)	
疑われる職業性 疾病の種類				
検査 項目 等	部位又は組織	検査項目	診断すべき疾病名	
この欄に示した項目等以外の検査が必要と認められる場合は連絡願います。				
検査期間及び 入院・通院の別	年 月 日から 年 月 日まで(概ね 日間) <input type="radio"/> 入院検査をお願いします。 <input type="radio"/> 通院検査をお願いします。			
備考				

(日本工業規格 B列5)

支	局 長	次 長	課 長	補 佐	係 長	係

出 決	決 定 年 月 日	支 出 金 額			千		円
	昭 和 年 月 日						

定 書	事 項	項	目	金 額	備 考
	検 査 費 用	保 險 給 付 費	保 險 給 付 費	円	
		業 務 取 扱 費	障 害 等 級 等 認 定 料 費		
		労 働 福 祉 事 業 費	診 療 等 委 託 費		
	診 断 費 用	業 務 取 扱 費	諸 謝 金		

労災診断サービス検査費用請求書

請 求 金 額				千			円
---------	--	--	--	---	--	--	---

ただし、
費用の内訳は次のとおり。

区 分	内 訳 書 添 付 件 数	検 査 費 用 請 求 額
検 査 の 費 用	枚	円

上記の金額を請求します。

昭和 年 月 日

住 所
(所在地)

□□□□

請 求 人 の 名 称

責任者氏名

Ⓜ

電話 () 局

番

支出官

労働基準局長殿

(

労働基準監督署長経由)

上記検査費用は、 右記銀行の口座へ 振り込んで下さい。	請求人 Ⓜ	銀 行 名	銀 行	支 店	普 通 当 座
		口 座 名			
		口 座 番 号	第	号	

様式 5 (2)

内 訳 書

甲 表
乙 表

受 診 者	氏名		生年月日 (明・大・昭 年 月 日)		受 診 通 知 番 号	
	住所				No.	
検 査 期 間	年 月 日 から		入院 日間	検 査	担 当 科 名 (以上 科)	
	年 月 日 まで		通院 日間			
項 目	検 査 等 の 内 訳			点 数	金 額	備 考
初 診 料				点	円	
再 診 料	回					
検 査 料	回					
	回					
	回					
	回					
レントゲン	回					
	回					
	回					
そ の 他						
入 院	病 院	基 食	基 看	入 院 年 月 日		
			特 2	入 院 料 (室料・看護料・給食料)		
	普 食	特 1	食有 × 日間			
		1	食無 × 日間			
	診 療 所	基 寝	1	特食 × 日間		
			2	入院時医学管理料		
3	× 日間					
合 計				点	千	円

※ 管轄署記入欄

検 査 費 用 支 出 科 目		診 断 費 用 の 区 分	20,000・15,000・10,000
-----------------	--	---------------	----------------------

支給決定・支払決議書	申請者 受付	年 月 日	支給決定 支払決議	年 月 日	支 払	年 月 日
	署長	事 項	項	目	金 額	小切手番号
	次長	通 院 費	業務取扱費	証人等旅費	円	
	課長		別途(保険給付費・保険施設費)で支給する予定			
	係長	受診費用	業務取扱費	障害等級等 認定庁費		
	係員		別途(保険給付費・保険施設費)で支給する予定			
支 給 金 額 合 計 円						

労災診断サービス受診費用等支給申請書

労働基準監督署長殿

私は、下記のとおり、「労災診断サービス」を受診したので、受診費用等の支給を申請します。

申請 年 月 日

住所 (郵便番号)

申請者 氏 名

①申請金額	円	受診通知番号 ㉞
②申請者	氏 名	明・大・昭 (生年月日 年 月 日)
	住 所	
③検査期間	昭和 年 月 日から 年 月 日までの間(入院 日・通院 日)	
④通院費	から	片道実費 往復 回数
	の交通費(回)	()円× 2 × () 円
まで		=
⑤受診費用	実検査日数 (日)	1日当たり 日 数
	(入院検査の場合は入退院日を含む。)	(660)円× () 円
		=
⑥ 診の 断証 機関 明	②の者は、③～⑤のとおり、当病院で、「診断サービス」を受診したことを証明する。	
	所在地	
	診断サービスを行った病院	名 称 (TEL)
	責任者氏名	

(日本工業規格 B列5)

様式6 (裏面)

〔記入上の注意〕

- (1) ①の欄には、④及び⑤で計算した金額の合計額を記入して下さい。
- (2) ③の欄には、検査を開始してから終了するまでの期間を記入して下さい。
()の中の入院日数には、検査が実際になかった日も含めて、病院で過ごした日数を記入して下さい。入院のみ又は通院のみの場合は、該当しない方を＝線で消して下さい。
- (3) ④の欄には、受診のため、どこから(通常は自宅のある場所)、どの病院に通ったかを、交通費の計算ができるように地名で記入して下さい。回数は1往復で1回として、通院回数の合計を記入して下さい。計算欄の片道実費には、通常のコースを通過、通常利用する交通機関を使用した場合の片道運賃を記入して下さい。
- (4) ⑤の欄には、病院で実際に検査を受けた日数(入院検査の場合は、入院日及び退院日を含めた全入院期間日数)を記入して下さい。
- (5) ⑥の欄は、あなたが受診した病院で記入してもらって下さい。この場合、証明料は要しないことになっています。

〔申請書の提出先〕

この申請書は、あなたに対して「労災診断サービス実施通知」(様式2)を行った労働基準監督署に、受診後なるべく早く提出して下さい。

別紙 様式7

職業性疾病に係る環境測定等委託契約書

職業性疾病にり患している疑いのある労働者の所属する事業場にかかる環境測定等の実施に関して、

労働基準局長 (以下、「甲」という。)と (以下、「乙」という。)

は、次のとおり契約する。

第1条 甲は、乙の所属する機関を頭書の「環境測定等実施機関」に指定する。

第2条 乙は、労働基準監督署長(以下、「監督署長」という。)から「職業性疾病に係る環境測定等実施依頼書」(通達様式8)により環境測定等の実施を依頼されたときは、その依頼された条件、方法により環境測定等を行うものとする。

第3条 乙は、前条による環境測定等を行ったときは、その結果を速やかに監督署長に提出するものとする。

第4条 この契約による環境測定等に要した費用については、請求書により監督署長を経由して甲又は当該監督署長を指揮監督する都道府県労働基準局長(以下「所轄局長」という。)に請求するものとする。

第5条 甲又は所轄局長は、前条の請求を受けたときは、その費用を遅滞なく乙に支払うものとする。

第6条 乙はこの契約による環境測定等の実施結果を他に漏してはならないものとする。

第7条 この契約に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

第8条 この契約の当事者は、2か月前までに予告すれば、いつでもこれを解約することができるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、双方署名押印のうえ各1通を所持するものとする。

昭和 年 月 日

甲 労働基準局長 印
乙 印

職業性疾病に係る環境測定等実施依頼書

測定機関

股

下記のとおり環境測定及び分析をお願いします。

昭和 年 月 日

労働基準監督署長印

対象事業場	所在地		委託番号	
	名称	(電話)	No	
実施期間 昭和 年 月 日から 年 月 日までの間				
依 頼 事 項	作業場所	測定点	測定方法(条件)	分析方法(条件)
備 考				

この依頼書は、環境測定等を行う際に、事業場の責任者に提示して下さい。

(日本工業規格 B列5)

個人別診断サービス等実施票

受診通知番号

署名	疑いのあった業務上 疾病の名称		傷病性質コード
① 労働者等の 氏名・住所	氏名 (才) 住所		② 受診の動機
③ 所属事業場の 名称・所在地	名称	④ 現存の有無	⑤ 業種番号
	所在地	有・無	
⑥ 作業 従事 歴	作業の内容	従事期間	取扱い物質名(又は作業態様)
⑦ 受診期間	昭和 年 月 日から 年 月 日まで(入院日、通院日)		
⑧ 診断機関	名称		⑨ 診断書受領 年月日
	所在地		
⑩ 診断サービスに 要した費用	対病院	検査費 円	通院費 円
		謝金	
	計	対本人	計
			合計 ¥
⑪ 環境測定等実施期間	昭和 年 月 日から 年 月 日まで(延回)		
⑫ 測定期間	名称		⑬ 測定結果受領 年月日
	所在地		
⑭ 測定方法 検体数 分析方法等			⑮ 測定等の費用 ¥
⑯ 判断結果	業務上の疾病である。(疾病名) 業務上の疾病でない。		
⑰ 措置状況	イ 労災請求の指導	ロ 労災特別援護の申請指導	ハ 他の社会保険による療養助言等
	ニ 生活又は就業上の助言等	ホ(その他具体的措置)	

様式9 (裏面)

〔記入上の注意〕

- (1) 疑いのあった業務上疾病の名称は、診断サービスの受診申出の際に、対象者がり患している疑いがあると判断した疾病の名称を、「労災保険業務機械処理手引」の「傷病性質コード表」により分類し、その該当する項目(名称)及びコードを記入すること。
- (2) 受診通知番号は、「診断サービス実施通知書」(様式2)に記入した番号を記入すること。
- (3) ②欄の受診の動機は、「診断サービス実施要綱」(以下「要綱」という。)の2による対象者を、次により区分し、その記号を記入すること。
- イ 労働者災害補償保険法第47条の2による受診命令による診断と併せて行った者…………… A
 - ロ 要綱2-1(1)による者…………… B
 - ハ 要綱2-2(2)によるもので本人から申出のあった者…………… C-1
 - ニ 要綱2-2(2)によるもので事業主から依頼のあった者…………… C-2
 - ホ 要綱2-2(2)によるもので産業医から依頼のあった者…………… C-3
 - ヘ 要綱2-3による者…………… D
 - ト 要綱2-4による者…………… E
 - チ 要綱2-5による者…………… F
- (4) ⑤欄の業種番号は、「労災保険業務機械処理事務手引」による業種コード(中分類)を記入すること。
- (5) ⑩欄診断サービスに要した費用については、通達により正規に計算した額を計上するが、当該事案を業務上の疾病と判断したことにより、別途、保険金、委託診療費、労災特別援護金等で支払うこととなるため、診断サービスの費用としては支払わなかった金額については、内数として、当該欄の上部にかっこ書きすること。

別添 1.

職業性疾病の疑いのある労働者に対する診断サービス実施要綱

1. 趣 旨

最近における技術開発の進展、取扱物質の多様化、労働態様の変化等に伴い職業性疾病の発生形態に変化が見られるとともに過去の有害物ばく露に起因する遅発性疾病の発生等の要因もあって、業務起因性の判断に高度の専門的知識を要する事案にかかる労災保険給付の請求が漸次増加する傾向にある。

かかる事案についての認定に必要な検査を行うとともに、保険給付請求前の事案であっても、当該労働者の作業態様、取扱い物質等から見て、職業性疾病に罹患している疑いのある者を含めて診断のサービス（以下、単に「診断」という。）を行い、その発症の原因を明らかにすることにより、その原因に応じ職業性疾病の予防と適正な補償の実施、保険給付の請求又は就業上の助言指導等に資することとする。

2. 診断の対象

この要綱による診断は、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第47条の2による受診命令によるもののほか、次に該当する労働者（労働者であった者を含む。以下同じ。）であって、当該労働者の過去の作業従事歴、従事期間、作業態様、作業環境、取扱い物質の種類等から見て職業性疾病に罹患している疑いがある者について、その発症の原因として疑われる作業に従事した事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下、「所轄署長」という。）が局労災医員又は医師である職業病相談員の意見に基づき、その必要を認めた者について行う。

ただし、当該労働者を発症の原因として疑われる作業に従事させた事業主が現に存在し、なお雇用関係が継続している場合であって、当該事業主が法令の規定による健康診断を実施していないときは、この限りでない。

- (1) 職業病相談室において、職業性疾病に係る相談を行った労働者本人
- (2) 事業主の行った健康診断の結果、療養を要すると判定された者以外の者であって本人の愁訴に基づき、当該労働者本人から受診の申出又は事業主若しくは

産業医から診断の依頼があった者

(3) 事業場の臨検監督、実地調査等の際に診断の必要がうかがわれ、又は職業性疾病に係る相談があった者

(4) 現に私傷病として療養している者であって、療養担当医から診断の依頼があった者

(5) その他必要と認める者

3. 診断機関

(1) この要綱による診断は、診断対象者の発症の原因を臨床的又は病理的に診断し得る関連診療科別の専門医及び検査設備を有する医療機関のうち、あらかじめ所轄署長を監督する都道府県労働基準局長（以下、「所轄局長」という。）が指定し、委託契約を締結した病院（以下「契約病院」という。）において行う。

(2) 診断対象者についての診断の依頼は、所轄署長が行う。

この場合、原則として所轄局長が契約した病院に依頼することとするが、当該労働者の疾病の診断に最も適した契約病院が管内にない場合又は当該労働者の居住地が著しく遠隔地にある場合は、所轄局長以外の都道府県労働基準局長の契約した病院に依頼して差し支えない。

4. 診断のための検査等

(1) 診断機関は、所轄署長から依頼された内容により検査及び診断を行うこととするが、当該労働者の発症の原因を明らかにするために必要な検査を追加し、又は変更して行うことは差し支えない。

ただし、検査項目を追加し、又は変更する場合は、事前に（止むを得ないときは事後速やかに）所轄署長に連絡するものとする。

(2) 検査の期間は、入院の場合は原則として1週間以内、通院の場合は原則として延7日以内で、必要と認める期間又は日数とする。

(3) 診断を行ったときは、検査結果を付して、文書により速やかに所轄署長に回答するものとする。

(4) 検査期間中の療養（処置、投薬等）は、この要綱による診断サービスには含まれないものとする。

5. 診断機関に対する費用等の支払い

- (1) 検査及び診断に要した費用の算出は、労災診療費の額の算出方法の例による。
- (2) 検査及び診断結果の回答文書に対する謝金は、当該疾病の症状、程度、診断の困難性等に応じ、1件につき10,000円から20,000円までの範囲内で別に定める額を支払う。
- (3) 検査及び診断の費用等の請求及び支払いの手続きは、別に定める。

6. 受診者に対する費用の援助

- (1) 受診者に対しては、次の費用を支給する。
 - イ 検査及び診断のための病院往復の費用……交通費実費額
 - ロ 受診費用……受診日1日につき660円
- (2) 受診費用等の申請及び支払いの手続きは、別に定める。

別添 2.

職業性疾病の疑いのある労働者の所属する事業場についての環境測定等実施要綱

1. 趣 旨

有害物にばく露したことにより職業性疾病に罹患している疑いのある労働者から労災保険給付の請求又は職業病相談室に相談があった場合等で、当該労働者の発症と業務との関連性を明らかにするため必要があるときは、その所属する事業場について環境測定等を行い、取扱い物質の種類、構成比、濃度等の精密なデータを把握し、業務との因果関係の解明に資することとする。

2. 環境測定の対象事業場

この要綱による環境測定等は、次に該当する労働者が職業性疾病の発症の原因として疑われる作業に従事した事業場であって、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）がその必要を認めたものについて行う。ただし、当該労働者を前記の作業に従事させた事業主が法令の規定による作業環境測定を実施していないときは、まずその義務を履行させること。

- (1) 職業性疾病にかかる労災保険給付の請求を行った者であって、請求書に添付された医証、事業場から得た過去の健診記録及び環境測定記録その他の資料のみによっては、認定が困難であることにより、有害物のばく露条件を把握する必要があると認められる者
- (2) 別途施行する「職業性疾病の疑いのある労働者に対する診断サービス実施要綱」の2に該当する者であって、同要綱による診断と併せ、又はその診断結果により、有害物へのばく露条件を把握する必要があると認められる者

3. 環境測定等の範囲

この要綱による環境測定等は、次の各号のいずれかのうち、所轄署長が必要と認める事項について行う。

- (1) 取扱い物質の成分及び構成比率
- (2) 作業行動範囲内における前記物質の気中（又は取扱い溶液中）の濃度
- (3) 有害物等を製造し、又は加工する工程若しくは設備の構造上、異常ばく露が

生ずる可能性の有無及びばく露の程度

(4) その他必要と認める事項

4. 検査機関

(1) この要綱による環境測定等は、前記3の測定、検査及び分析が可能な設備及び技術を有する検査機関のうち、あらかじめ所轄署長を指揮監督する都道府県労働基準局長（以下「所轄局長」という。）が指定し、委託契約を締結した機関に実施の依頼を行うことにより行う。

(2) 環境測定等の実施の依頼は、所轄署長が行う。

ただし、当該対象事業場の環境測定等に最も適した検査機関が管内にない場合は、所轄局長以外の都道府県労働基準局長が指定した検査機関に依頼して差し支えない。

5. 測定等の実施

(1) 環境測定等は、依頼を受けた検査機関において所轄署長から依頼された項目について行うものとする。

(2) 依頼を受けた検査機関は、環境測定等の結果が判明したときは、依頼された項目ごとに測定条件、結果数値等の詳細な内容を記載した文書により所轄署長に回答するものとする。

6. 測定等の費用

環境測定等に要した費用の請求及び支払いの手続きは、別に定める。